



報

鳩通信 No.299

2021年7月号

三鷹労働基準協会支部

三鷹市下連雀3-33-13-306

電話: 0422-43-1918

<https://www.toukiren.or.jp/shibu/mitaka>

全国安全週間を迎えて

三鷹労働基準監督署長 深澤 健

公益社団法人東京労働基準協会連合会三鷹労働基準協会支部及び会員の皆様におかれましては、平素より労働行政に対し、格別の御理解と御協力を頂いておりますことに、厚く御礼申し上げます。

また、いまだに新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況のなか、会員の皆様の「新しい生活様式」への取組みへの御協力についても、重ねて御礼を申し上げます。

さて、7月1日から7月7日までの間は、全国安全週間となります。全国安全週間は昭和3年から実施され、今年度は第94回となります。

「持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場」

のスローガンの下、全国的に展開されます。働く方一人ひとりがかけがえのない存在であり、各事業場で一人の被災者も出さないという基本理念の下、日々の仕事を安全なものとするためには、不断の努力が必要です。会員の皆様には、全国安全週間を機会として、より一層積極的な取組みをお願い申し上げます。

また、全国安全週間の取組みにあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた対応を実施要綱に御示ししているところであり、会員の皆様におかれましても、御留意いただきますようお願い申し上げます。

東京都内の労働災害は、労使を始めとした関係各位の御尽力により、長期的には着実に減少してきていますが、令和2年には39人の方の尊い命が労働災害により失われています。

また、令和2年の休業4日以上死傷者数は、10,645人で、前年と比べ75人増加し、3年連続で1万人を超え、平成11年以降で最多となりました。

次に当署管内では、2人の方の尊い命が失われ、休業4日以上死傷者数は570人で、前年と比較して44人増加しました。

東京及び当署の災害は、第三次産業で増加傾向にあり、同業種に対する労働災害防止対策の強化が必要となっています。さらに、高齢者の労働災害が年々増加傾向を示しており、事故の型別では「転倒」や「動作の反動・無理な動作」による労働災害も見過すことができない状況です。

労働災害の増加には、都内の就業者数の増加、産業構造の変化による第三次産業従事者の増加や労働力の高齢化など様々な背景があるものと考えられますが、いかなる経済情勢であっても、労働災害は本来あってはならないものです。労働災害を発生させないために、経営トップによる強いリーダーシップの下で、安全管理体制の充実、リスクアセスメントの実施、労働者への安全教育の実施といった自主的かつ積極的な取組みをお願いいたします。

また、今年度は第13次労働災害防止計画の4年目であり、東京労働局は基本目標として、「死亡災害については2017年と比較して、2022年度までに15%以上減少させること、死傷災害については2017年と比較して2022年度までに5%以上減少させること」としていますが、昨今の労働災害の発生状況を鑑みると、目標達成には更なる取組み強化が必要と考えています。

結びに、皆様の職場での作業の安全と今後のご発展、ご健勝を祈念いたしまして、安全週間を迎えての私からのご挨拶とさせていただきます。

目次

全国安全週間を迎えて.....	1	労働災害発生状況.....	6
令和3年度会員総会開催される.....	2	STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン.....	8
職場の転倒災害を防ぎましょう!.....	3	事務局からのお願い/行事予定.....	10
令和3年度全国安全週間実施要綱.....	4		

令和3年度会員総会開催される

当協会の令和3年度会員総会が、去る5月19日（水）に開催されました。
今も、昨年と同様に新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、緊急的措置として、必要最小限の人員での開催となりました。
議案審議は全て原案どおり可決されました。
以下、令和3年度基本方針、事業計画などについて掲載いたします。

第1号議案

令和3年度 事業計画（案）

【基本方針】
公益社団法人東京労働基準協会連合会三鷹労働基準協会支部は、公益社団法人東京労働基準協会連合会及び三鷹労働基準監督署との連携を強化し、また、多摩地区での講習会等を共催で開催するなど、会員へのサービス向上と収益の改善に努め、円滑な協会支部運営に向け、公益事業の積極的な推進に取り組むこととする。

【月別事業計画】

月	総務部	安全衛生部	（共催＝他協会との共催）
4	業務監査 事務局長会議（4/20） 地区協会連絡協議会 （4/20） 幹事会	安全管理者選任時研修（共催 4/7） フォークリフト運転技能講習 A（共催 4/10 実 4/17） フォークリフト運転技能講習 C（共催 4/10 実 4/11、17、18） 雇入れ時安全衛生教育講習（共催 4/8、13、14、16）	
5	本部理事会 支部総会	フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業の特別教育（共催 5/11） フォークリフト運転技能講習 C（共催 5/13 実 5/15、16、23） 玉掛け技能講習（共催 5/29、60 実 6/6） 安全衛生推進者養成講習（共催 5/26、27） 衛生推進者養成講習（共催 5/14）	
6	東京連定時総会 事務局長会議	フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業の特別教育（共催 6/2） 全国安全週間説明会 フォークリフト運転技能講習 A（共催 6/5 実 6/12） フォークリフト運転技能講習 B（共催 6/4、5 実 6/12） フォークリフト運転技能講習 C（共催 6/5 実 6/6、12、13） フォークリフト運転技能講習 D（共催 6/4、5 実 6/6、12、13） 有機溶剤和作業主任者技能講習（共催 6/16、17） クレーン運転業務特別教育講習（共催 6/19 実 6/27） 職長及び安全衛生責任者教育講習（共催 6/24、25）	
7	東京安全産業衛生大会	フォークリフト運転技能講習 A（共催 7/3 実 7/10） フォークリフト運転技能講習 C（共催 7/3 実 7/4、10、11） ガス溶接（共催 7/4 実 7/11） フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業の特別教育（共催 7/13） 衛生管理者受験準備講習（共催 7/29、30） 特化物・四アルキル鉛技能講習（共催 7/15、16） 衛生推進者養成講習（共催 7/28） 安全衛生部会（健康づくり研究会）	

8	事務局長会議	フォークリフト運転技能講習 C（共催 8/18 実 8/21、22、29） 有機溶剤和作業主任者技能講習（共催 8/19、20） 自由研例といし（共催 8/29）
9		全国労働衛生週間説明会 特化物・四アルキル鉛技能講習（共催 9/6、7） 玉掛け技能講習（共催 9/25、26 実 10/3） 酸欠・硫化水素危険作業技能講習（共催 9/14、15、16） 安全衛生部会（健康づくり研究会）
10	事務局長会議 全国産業安全衛生大会 （10/27、28、29）	有機溶剤和作業主任者技能講習（共催 10/7、8） フォークリフト運転技能講習 A（共催 10/2 実 10/9） フォークリフト運転技能講習 C（共催 10/2 実 10/3、9、10） クレーン運転業務特別教育講習（共催 10/30 実 11/7） 安全管理者選任時研修（共催 10/12、13）
11	管外優良事業場視察研修 （共催）	管外優良事業場視察研修（共催） 安全衛生部会（健康づくり研究会） フォークリフト運転技能講習 C（共催 11/4 実 11/6、7、13） 有機溶剤和作業主任者技能講習（共催 11/11、12） アーク溶接（共催 11/6、7 実 11/13） 安全衛生推進者養成講習（共催 11/16、17） 職長及び安全衛生責任者教育講習（共催 11/25、26）
12	年末年始労働災害防止大会 地区協会連絡協議会 事務局長会議	年末年始労働災害防止大会 フォークリフト運転技能講習 A（共催 11/27 実 12/4） フォークリフト運転技能講習 C（共催 11/27 実 11/28、12/4、5） 特化物・四アルキル鉛技能講習（共催 12/7、8）
2022 / 1	2022 年新年親睦交歓会	フォークリフト運転技能講習 A（共催 1/22 実 1/29） フォークリフト運転技能講習 B（共催 1/21、22 実 1/29） フォークリフト運転技能講習 C（共催 1/22 実 1/23、28、30） フォークリフト運転技能講習 D（共催 1/21、22 実 1/23、29、30） 玉掛け技能講習（共催 1/15、16 実 1/23） 衛生推進者養成講習（共催 1/26）
2	事務局長会議	特化物・四アルキル鉛技能講習（共催 2/2、3） 有機溶剤和作業主任者技能講習（共催 2/17、18） クレーン運転業務特別教育講習（共催 2/12 実 2/20）
3	本部理事会	酸欠・硫化水素危険作業技能講習（共催 3/2、3、4） 安全衛生推進者養成講習（共催 3/10、11） フォークリフト運転技能講習 A（共催 3/5 実 3/12） フォークリフト運転技能講習 C（共催 3/5 実 3/6、12、13）

その他の事業
・一般定期健康診断（一般財団法人 日本福祉財団共催）実施督促
・会員拡大
・会報発行：本部：毎月 支部：年4回（4、7、10、1月）



職場の転倒災害を防ぎましょう！

～STOP！転倒災害プロジェクト実施中～

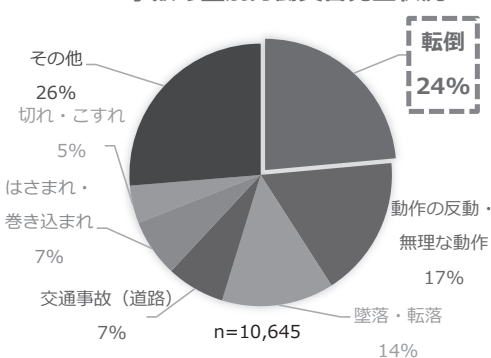
- 労働災害のうち転倒災害は最も多く全体の約4分の1
- 転倒災害の約4割は60歳以上
- 転倒災害の約6割は休業見込期間1か月以上
- 年齢とともに休業期見込み期間は長期化
- 主な原因は大きく3種類（滑り、つまずき、踏み外し）



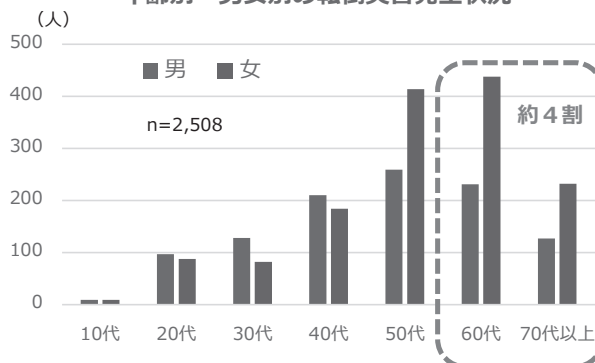
都内の転倒災害発生状況（令和2年）

資料出所：労働者死傷病報告

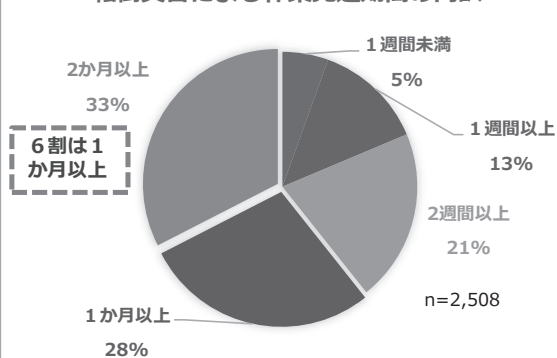
事故の型別労働災害発生状況



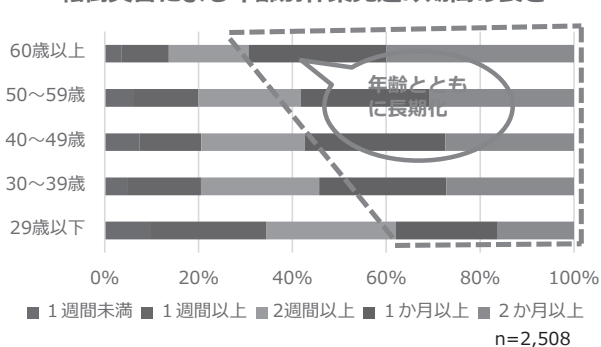
年齢別・男女別の転倒災害発生状況



転倒災害による休業見込期間の内訳



転倒災害による年齢別休業見込期間の長さ



主な原因は「滑り」、「つまずき」、「踏み外し」



すべり注意



つまずき注意



踏み外し注意



6月は、転倒災害防止の重点取組期間です！

東京労働局・労働基準監督署 ～トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心～

令和3年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で94回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しており、令和2年の労働災害による死亡者数は3年連続で過去最少となる見込みである。

一方、休業4日以上の労働災害による死傷者数は、高齢者の労働災害、転倒災害や「動作の反動・無理な動作」による労働災害が年々増加していることに加え、新型コロナウイルス感染症の罹患による労働災害の増加により、平成14年以降で最多となる見込みである。

このような状況において労働災害を減少させるためには、働く高齢者の増加等の就業構造の変化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会情勢の変化等に対応し、将来を見据えた持続可能な安全管理を継続して実施していく必要がある。

これにより、すべての働く方が安心して安全に働くことのできる職場の実現を目指すことを決意して、令和3年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場

2 期 間

7月1日から7月7日までとする。
なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。実施にあたっては、マスク着用、手指消毒、いわゆる「3つの密」を避けるようにする等、新型コロナウイルス感染症に対する基本的な感染防止対策を徹底することはもとより、各自治体等の要請等に

従う。

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会、事業者間で意見交換、好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

9 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。実施にあたっては、マスク着用、手指消毒、いわゆる「3つの密」を避けるようにする等、新型コロナウイルス感染症に対する基本的な感染防止対策を徹底することはもとより、各自治体等の要請や業界団体が作成する「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」等に従う。

- (1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ②安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じて自社の安全活動等の社会への発信
- ④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- ⑤緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

- (2) 継続的に実施する事項

- ① 安全衛生活動の推進
 - ア 安全衛生管理体制の確立
 - (ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - (イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - (ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - (エ) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
- イ 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - (ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - (イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - (エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

- ウ 自主的な安全衛生活動の促進
 (ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
 (イ) 職場巡視、4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化
- エ リスクアセスメントの実施
 (ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
 (イ) SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化
 学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進（「ラベル
 でアクション」の取組の推進）
- オ その他の取組
 (ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
 (イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実
 (ウ) 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づ
 く、安全衛生に配慮したテレワークの実施
- ② 業種の特性に応じた労働災害防止対策
 ア 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
 (ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
 (ウ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知
 (イ) 経路トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知
 (ウ) 職場点検、4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、
 危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化
 (エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発
 イ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
 (ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施
 (イ) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施
 (ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防
 止対策の実施
 (エ) トラックの逸走防止措置の実施
 (オ) トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施
- ウ 建設業における労働災害防止対策
 (ア) 一般的事項
 a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、
 改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止器具の積極的な導入
 と適切な使用
 b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 (イ) 自然災害からの復旧・復興工事の労働災害防止対策
 a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく
 工事の安全な実施
 b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発
 注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
- エ 製造業における労働災害防止対策
 (ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策
 の実施
 (イ) 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
- (ウ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
 (エ) 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
 (オ) 製造業安全対策官協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リ
 スクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセス
 メントの実施
- オ 林業の労働災害防止対策
 (ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用
 並びに適切な作業方法の実施
 (イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保
- ③ 業種横断的な労働災害防止対策
 ア 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
 (ア) 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく措置の
 実施
 (イ) 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による
 安全衛生教育の実施
 (ウ) 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
 (エ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施
 イ 転倒災害防止対策（STOP！転倒災害プロジェクト）
 (ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
 (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
 (ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
 (エ) 転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用
 ウ 交通労働災害防止対策
 (ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
 (イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
 (ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
 (エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼
 の実施
- エ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）
 (ア) WBGT値（暑さ指数）の把握とその結果に基づく適正な作業環境管
 理、休憩時間の確保を含む作業管理の実施
 (イ) 計画的な熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定
 (ウ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取
 (エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を有する者
 に対する配慮、日常の健康管理や健康状態の確認
 (オ) 熱中症予防に関する教育の実施
 (カ) 異常時の速やかな病院への搬送や救急隊の要請
 (キ) 熱中症予防管理者の選任と職場巡視等

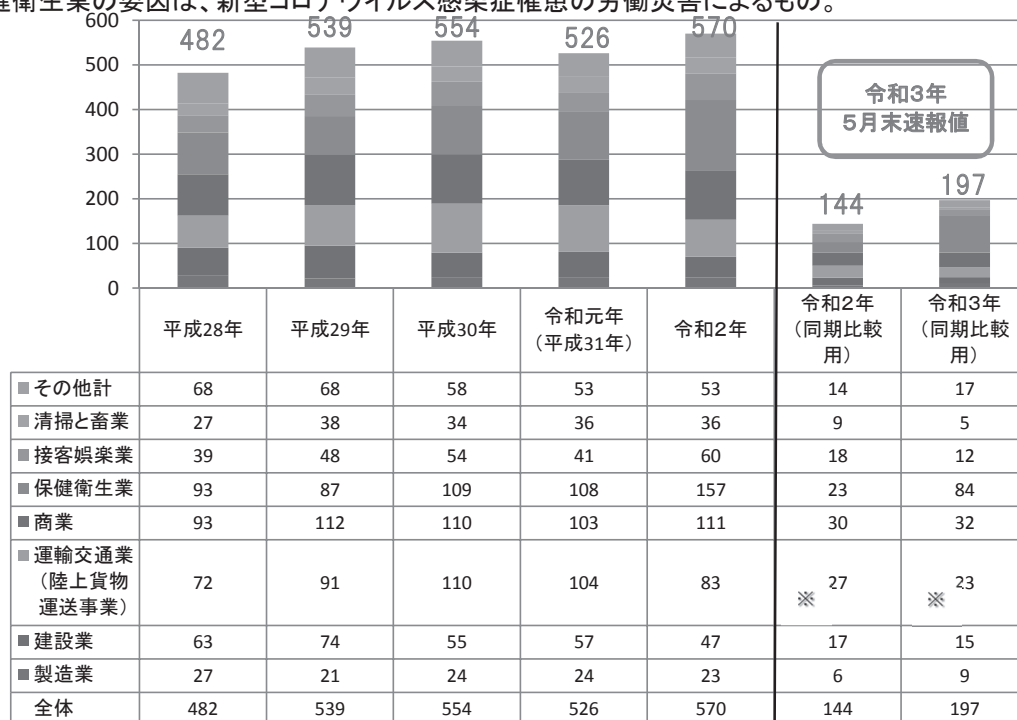
三鷹労働基準監督署管内における 労働災害発生状況

～令和2年確定値と令和3年5月末速報値～

データ：労働者死傷病報告による

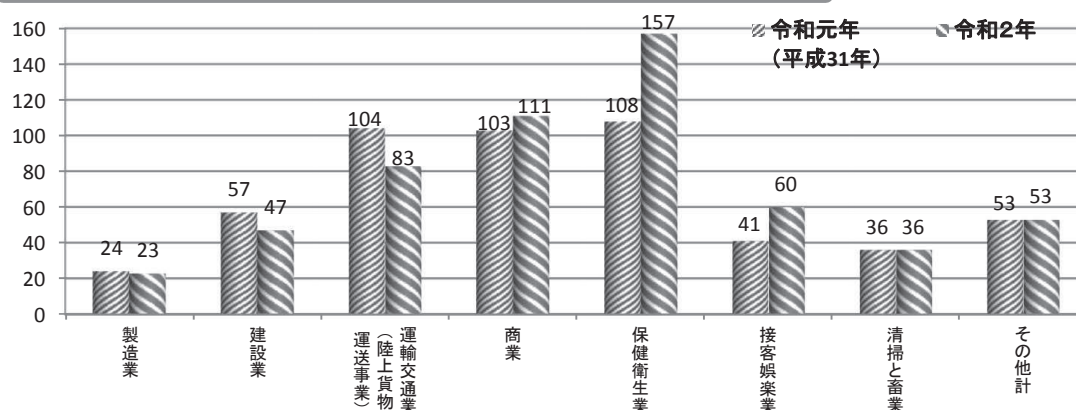
令和2年の死亡災害は、「陸上貨物運送業」、「清掃と畜業」で発生しました。なお、令和3年は、死亡災害は発生していません。

令和2年の休業4日以上死傷災害は、増加傾向になり、前年比較で8.4%増加の570件の発生となりました。業種別にみると、増加した業種は、「商業」で+8件(7.8%)、「保健衛生業」で+49件(45.4%)、と「接客娯楽業」で+13件(27.7%)なり、減少した業種は、「製造業」で-1件(4.2%)、「建設業」で-10件(17.5%)、「陸上貨物運送業」で-21件(20.2%)でした。急増した保健衛生業の要因は、新型コロナウイルス感染症罹患の労働災害によるもの。



※印は、運輸交通業から災害発生件数が高い道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値とし、業種を陸上貨物運送事業に変更。

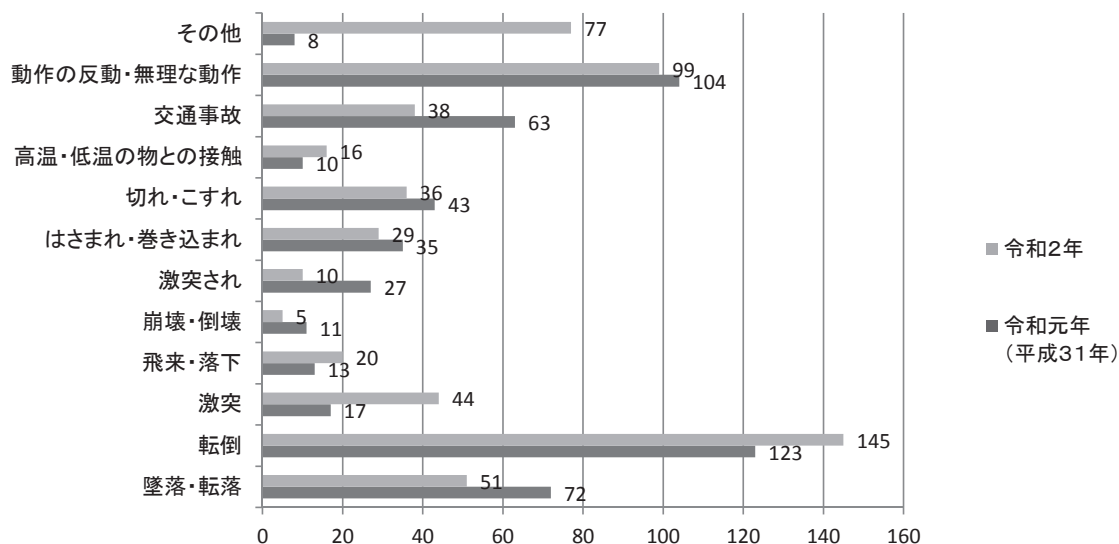
業種別の前年比較グラフ(令和2年確定値)



事故の型別の前年比較グラフ(令和2年確定値)

事故の型別でみると、「転倒」145件(17.9%)、「動作の反動・無理な動作」99件(△4.8%)、「墜落・転落」51件(△29.2%)、「交通事故」38件(△39.7%)で全災害件数の58.4%を占めており、特に、高齢者による「転倒」災害が目立ちます。

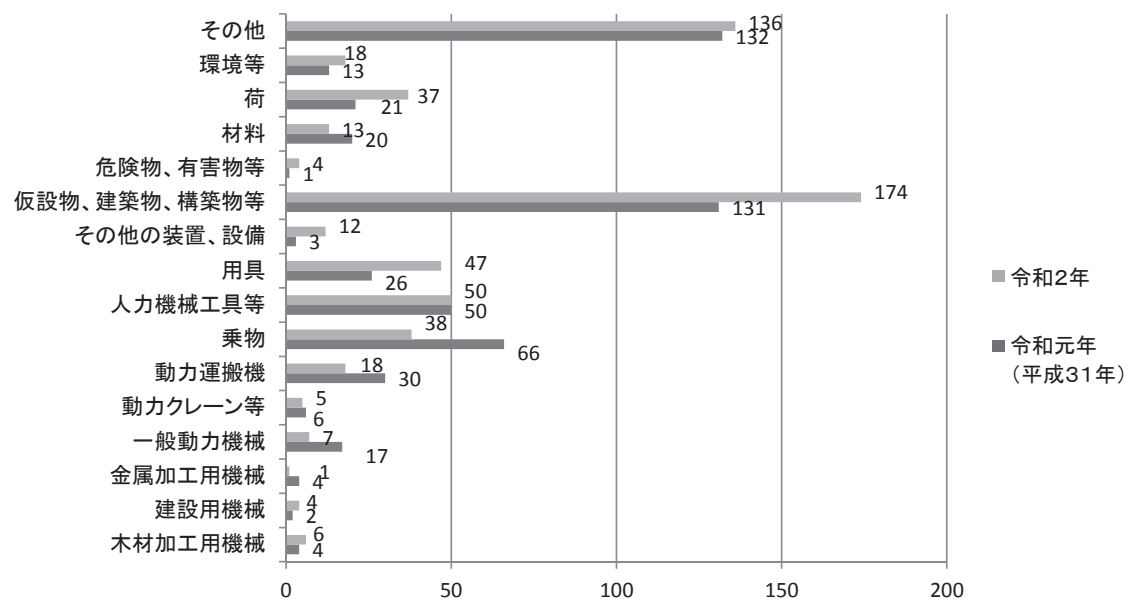
また、その他が急増した要因としては、新型コロナウイルス感染症罹患の労働災害により、増加した結果となりました。



起因物別の前年比較グラフ(令和2年確定値)

起因物別でみると、階段・作業床・通路などの「仮設物、建築物、構築物等」が最も多くなっています。これは「墜落・転落」や「転倒」の起因物となることが多いものです。

次いで、人力運搬機・手工具などの「人力機械工具等」、乗用車・バス・バイクなどの「乗物」の順に多くなっています。



STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

令和3年5月～9月

— 熱中症予防対策の徹底を図ろう —

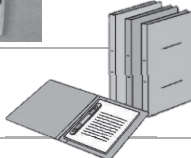
職場における熱中症により、毎年約**20人**が亡くなり、約**1,000人**が4日以上仕事を休んでいます。夏季を中心に「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう!

事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。

●実施期間：令和3年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



確実に実施できているかを確認し、□にチェックを入れましょう!

準備期間（4月1日～4月30日）		
☐	WBGT値の把握の準備	JIS規格「JIS B 7922」に適合したWBGT指数計を準備しましょう。 
☐	作業計画の策定など	WBGT値に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう余裕を持った作業計画をたてましょう。 
☐	設備対策・休憩場所の確保の検討	簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、WBGT値を下げる方法を検討しましょう。また、作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所や日陰などの涼しい休憩場所を確保しましょう。  
☐	服装などの検討	通気性の良い作業着を準備しておきましょう。身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討しましょう。 
☐	教育研修の実施	熱中症の防止対策について、教育を行いましょう。 
☐	労働衛生管理体制の確立	衛生管理者などを中心に、事業場としての管理体制を整え、必要なら熱中症予防管理者の選任も行いましょう。 
☐	緊急時の措置の確認	体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。 

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R3.3)

キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP
1

□ WBGT値の把握

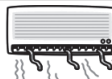
JIS規格に適合したWBGT指数計でWBGT値を測りましょう。



WBGT指数計の例

STEP
2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定したWBGT値に応じて次の対策を取りましょう。

☐	WBGT値を下げるための設備の設置	準備期間に検討した設備、休憩場所を設置しましょう。	
☐	休憩場所の整備	休憩場所には氷、冷たいおしぼり、シャワー等や飲料水、塩飴などを設置しましょう。	
☐	通気性の良い服装など	準備期間に検討した通気性の良い服装なども着用しましょう。	
☐	作業時間の短縮	WBGT値が高いときは、単独作業を控え、WBGT値に応じて作業の中止、こまめに休憩をとるなどの工夫をしましょう。	
☐	熱への順化	暑さに慣れるまでの間は十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣らしましょう。特に、入職直後や夏季休暇明けの方は注意が必要です！	
☐	水分・塩分の摂取	のどが渴いていなくても定期的に水分・塩分を取りましょう。	
☐	プレクーリング	休憩時間にも体温を下げる工夫をしましょう。	
☐	健康診断結果に基づく措置	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。	
☐	日常の健康管理など	前日のお酒の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんととったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的症状について説明し、早く気付くことができるようにしましょう。	
☐	労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。	

STEP
3

熱中症予防管理者等は、WBGT値を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

- ☐ WBGT値の低減対策は実施されているか
- ☐ 各労働者が暑さに慣れているか
- ☐ 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか
- ☐ 各労働者の体調は問題ないか
- ☐ 作業の中止や中断をさせなくてよいか

□ 異常時の措置

～少しでも異常を感じたら～

- ・ いったん作業を離れる
- ・ 病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
- ・ 病院へ運ぶまでは一人きりにしない

重点取組期間（7月1日～7月31日）

- ☐ 実施した対策の効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- ☐ 特に梅雨明け直後は、WBGT値に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。
- ☐ 水分、塩分を積極的に取りましょう。
- ☐ 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- ☐ 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- ☐ 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、病院に搬送しましょう。



事務局 からの お願い

当協会では、現在会員増強の取組みを強化しております。

会員事業場は、業種、規模(従業員数)等については一切問いません。会員関連企業はもとより、お知り合いの事業所、ご近所の事業場等で未加入の事業場がありましたら、是非入会をお勧め下さいますようご協力をお願い申し上げます。

ご紹介いただければ事務局が説明に訪問させていただきます。

詳細は事務局 (0422-43-1918) までお問い合わせください。

行 事 予 定

■ 衛生推進者養成講習

7月28日(水)

たましんRISURUホール

■ 特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習

7月15日(木)～16日(金)

八王子労政会館

■ 衛生管理者試験受験準備講習

7月29日(木)～30日(金)

たましんRISURUホール

■ 有機溶剤作業主任者技能講習

8月19日(木)～20日(金)

八王子労政会館

■ 特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習

9月6日(月)～7日(火)

たましんRISURUホール

■ フォークリフト運転技能講習C

学科 8月18日(水)

八王子労政会館

実技 8月21日(土)・22日(日)・29(日)

昭和飛行機工業(株)

■ 自由研削といしの、といし取替え又は 取替え時の試運転の業務に係る特別教育

8月29日(日)

昭和飛行機工業(株)

■ 令和3年度全国労働衛生週間説明会 未定

■ 酸素欠乏・硫化水素

危険作業主任者技能講習

9月14日(火)～16日(木)

八王子労政会館

■ 有機溶剤作業主任者技能講習

10月7日(木)～8日(金)

未定

■ 玉掛け技能講習

学科 9月25(土)～26(日)

たましんRISURUホール

実技 10月3日(日)

昭和飛行機工業(株)

■ 安全管理者選任時研修

10月12日(火)～13日(水)

たましんRISURUホール

■ フォークリフト運転技能講習A

学科 10月2日(土)

たましんRISURUホール

実技 10月9日(土)

昭和飛行機工業(株)

■ フォークリフト運転技能講習C

学科 10月2日(土)

たましんRISURUホール

実技 10月3日(日)・9日(土)・10日(日)

昭和飛行機工業(株)